

議案第19号

飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について

飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月28日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

公の施設の使用料の見直し等のための改正

飛驒市使用料徴収条例の一部を改正する条例

飛驒市使用料徴収条例（平成16年飛驒市条例第70号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

1 飛驒市学校開放施設の使用料

行政財産の名称	区分	使用料				備考
		早朝	午前	午後	夜間	
		6:00	8:00	13:00	18:00	
		—	—	—	—	
		8:00	12:00	17:00	22:00	
古川中学校	屋内運動場		円	円	円	1 山之村小中学校 以外の屋内運動場 については、半面 使用の額とする。
		—	730	730	730	
			520	520	520	
	卓球場		520	520	520	
	グラウンド	360	730	730	730	2 照明料
河合小学校	屋内運動場	—	730	730	730	屋内運動場 1時 間あたり410円 グラウンド 1時 間あたり830円
宮川小学校	グラウンド	360	730	730	730	
神岡小学校						
神岡中学校						
古川小学校	屋内運動場	—	730	730	730	古川中学校柔剣道 場・卓球場 使用 料に含む。
古川西小学校	グラウンド	360	730	730	—	
山之村小中学校						
吉城高等学校運	照明施設	1時間あたり1,780円				

動場夜間照明施設			
飛驒神岡高等学校運動場夜間照明施設	照明施設	全灯	1時間あたり3,560円
		野球場	1時間あたり1,780円
		サッカー場	1時間あたり1,780円

別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

1 公の施設の使用料

(1) 公民館施設

ア 公民館

公の施設の名称	区分	使用料			備考	
		午前	午後	夜間		
		8:30	13:00	18:00		
		—	—	—		
		12:00	17:00	22:00		
古川町公民館	大会	円	円	円		
	議室	全面（ステージ除く）	2,790	3,190	3,190	
		半面A	1,380	1,580	1,580	
		半面B	1,410	1,610	1,610	
		ステージ	360	420	420	
	視聴覚室	570	660	660		
	研修室2号	670	770	770		
	研修室3号	全面	640	730	730	
		半面A	260	290	290	
		半面B	380	440	440	
	実習室	500	570	570		
	研修室（和室）1号	480	550	550		
	研修室（和室）2号	350	400	400		
	研修室（和室）3号	350	400	400		

河合町公民館	児童室		260	290	290	
	第1研修室		480	550	550	
	第2研修室		340	390	390	
	第3研修室		400	450	450	
	高齢者研修室		260	300	300	
	婦人研修室		260	300	300	
	視聴覚室		390	440	440	
	図書室		280	320	320	
	相談室		390	440	440	
	調理実習室		470	540	540	
	大会	全面（ステージ除く）		1,660	1,900	1,900
		議室	ステージ	230	270	270
	宮川町公民館	会議室1		480	550	550
会議室2		480	550	550		
会議室3		480	550	550		
神岡町公民館	ホール	全面（舞台含む）	3,320	3,800	3,800	
		舞台	1,170	1,340	1,340	
	料理教室		550	630	630	
	和室1		230	260	260	
	和室2		290	330	330	
	和室3		230	260	260	
	作業室		330	380	380	
	控室		340	390	390	
	大会	会議室1		450	510	510
		議室	会議室2	450	510	510
			会議室3	450	510	510
	小会議室		270	310	310	

備考

- 1 冷暖房を使用する場合は、この表に定める額の30%に相当する額を加算した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を

切り捨てた額とする。

イ 公民館分館

公の施設の名 称	区分		使用料			備考		
			午前	午後	夜間			
			8:30	13:00	18:00			
			—	—	—			
			12:00	17:00	22:00			
古川町千代の 松原公民館	大会 議室	全面（ステージ除く）	円 1,210	円 1,390	円 1,390			
		ステージ	200	220	220			
		中会議室	820	940	940			
		小会議室	330	380	380			
		中和室	420	480	480			
		小和室	130	140	140			
		教養室 1	180	210	210			
		教養室 2	180	210	210			
		第 1 会議 室	全面	720	840		840	
			半面 A	360	420		420	
			半面 B	360	420		420	
			第 2 会議室	270	310		310	
	神岡町公民館	陶芸室		680	780		780	
	釜崎分館	電気炉	素焼き	1 回あたり 730円				
本焼き			1 回あたり 1,460円					
神岡町公民館 東分館	公民館備品等倉庫		10㎡につき日額 5 円					

備考

- 1 冷暖房を使用する場合は、この表に定める額の30%に相当する額を加算した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。
- (2) コミュニティー施設

公の施設の名称	区分		使用料			備考
			午前	午後	夜間	
			8:30	13:00	18:00	
			—	—	—	
			12:00	17:00	22:00	
高齢者活動・生活支援促進 機械施設	第1研修室		円 730	円 830	円 830	
	第2研修室		730	830	830	
大無雁コミュニティーセンター	集会室		600	690	690	
	調理室		190	220	220	
	研修室1		250	290	290	
	研修室2		300	350	350	
	和室		70	80	80	
	図書談話室		100	120	120	
西忍コミュニティーセンター	大会	全面（ステージ除く）	660	750	750	
	議室	ステージ	200	220	220	
	調理室		150	170	170	
	和室1		220	250	250	
	和室2		200	220	220	
坂下生活改善センター	生活技術改善研究室		760	870	870	
	研修室1		310	360	360	
	研修室2		260	300	300	
宮川町高齢者コミュニティーセンター	大会	全面（ステージ除く）	580	660	660	
	議室	ステージ	160	190	190	
	調理室		200	220	220	
	研修室1		250	290	290	
	研修室2		300	350	350	
	会議室		170	200	200	
山之村地区多目的集会施設	小会議室（1階）		260	300	300	
	多目的室		400	450	450	

	大会議室（2階）		900	1,020	1,020	
東町コミュニ ティセンター	小会議室		250	290	290	
	会議室 1		160	190	190	
	会議室 2		160	190	190	
	中会議室		320	360	360	
	集会 室	全面（ステージ除く）		730	830	830
		ステージ		150	170	170
	調理室		100	110	110	
夢館	会議室		180	210	210	
	和室大		580	660	660	
	和室小		170	200	200	
上村地区コミ ュニティー施 設	アリーナ		640	730	730	
	和室		150	170	170	
	調理室		170	200	200	
神和荘	1階 和室		170	200	200	
	1階 台所		200	220	220	
	2階 和室		460	520	520	
神岡町ふれあ いセンター	大会 議室	全面（ステージ除く）	1,130	1,290	1,290	
		半面A	600	680	680	
		半面B	530	610	610	
		ステージ	120	140	140	
	中会議室		360	420	420	
	小会議室		240	280	280	
	和室 1		160	180	180	
	和室 2		190	220	220	
	身障りハビリ室		1人1回につき100円			

備考

- 1 冷暖房を使用する場合は、この表に定める額の30%に相当する額を加算した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(3) スポーツ施設

公の施設の名 称	区分	使用料				備考	
		早朝	午前	午後	夜間		
		6:00	8:00	13:00	18:00		
		—	—	—	—		
		8:00	12:00	17:00	22:00		
古川トレーニングセンター	体育室	円 —	円 730	円 730	円 730	1 体育室については、 片面使用の額とする。	
	ステージ		310	310	310	2 照明料	
	多目的トレーニング室		730	730	730	体育室 1時間あたり 410円 多目的トレーニング室 使用料に含む。	
古川町森林公園	テニスコート（1 面につき）	360	730	730	730	1 照明料 1時間あたり 410円	
	キャンプ場	テントサイト	1区画あたり3,520円			1 1日は24時間以内とする。	
		車両乗入れ	1台あたり1,100円				
		野球場	580	1,150	1,150	1,150	1 照明料
		陸上競技場	580	1,150	1,150	1,150	野球場 1時間あたり 1,780円 陸上競技場 1時間あたり 1,780円
サン・スポーツランドふるかわ	グラウンド	1,100	2,200	2,200	2,200	1 照明料 1時間あたり 1,780円	
	ミーティングルーム	150	310	310	310		
	グラウンドゴルフ場	580	1,150	1,150	—		
増島児童公園 グラウンド	—	360	730	730	730	1 照明料 1時間あたり 830円	

杉崎公園グラウンド	—	2,200	4,400	4,400	4,400	1	照明料	1時間あたり1,360円
杉崎ゲートボール場	ゲートボール場	260	520	520	—			
黒内屋内運動場	—	—	730	730	730	1	照明料	1時間あたり410円
元田体育館	—	—	730	730	730	1	照明料	1時間あたり410円
角川体育館	—	—	730	730	730			
稲越健康管理センター	体力テスト室	—	310	310	310	1	照明料	使用料に含む。
	休憩室		310	310	310			
稲越運動広場	グラウンド	580	1,150	1,150	1,150	1	照明料	1時間あたり1,360円
	ゲートボール場	260	520	520	—			
羽根運動広場	グラウンド	360	730	730	730	1	照明料	1時間あたり830円
元田運動広場	グラウンド	580	1,150	1,150	1,150	1	照明料	1時間あたり1,360円
角川グラウンド	—	360	730	730	730	1	照明料	1時間あたり830円
角川ゲートボール場	ゲートボール場	260	520	520	—			
角川屋内運動場	土間体育館	—	730	730	730	1	照明料	1時間あたり410円
宮川スポーツ公園施設	多目的グラウンド	580	1,150	1,150	1,150	1	半面使用の場合、半額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。	2 照明料 1時間あたり

						り1,360円
	テニスコート（1面あたり）	360	730	730	—	
宮川山村広場施設	グラウンド	360	730	730	730	1 片面使用の場合、半額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。 2 照明料 1時間あたり830円
宮川アリーナ	土間体育館	—	730	730	730	1 使用料は、ゲートボール1面あたりとする。 2 照明料 1時間あたり410円
坂下体育館	—	—	730	730	730	1 照明料 1時間あたり410円
坂下グラウンド	—	260	520	520	—	
大無雁広場	グラウンド	260	520	520	520	1 照明料 1時間あたり830円
種蔵広場	グラウンド	260	520	520	520	
サン・ビレッジ神岡	アリーナ	—	730	730	730	1 アリーナについては、片面使用の額とする。 2 照明料 アリーナ 1時間あたり410円 トレーニング室 使用料に含む。
	トレーニング室		310	310	310	

桜ヶ丘体育館	体育室	—	730	730	730	1 体育室については、 半面使用の額とする。 2 照明料 体育室 1時間あたり 410円 卓球場・柔道場・剣道 場・会議室・トレーニ ング室 使用料に含 む。 3 公開使用 高校生以下・障がい 者・70歳以上は、50円 とする。
	卓球場		520	520	520	
	柔道場		520	520	520	
	剣道場		520	520	520	
	会議室		310	310	310	
	トレーニング室		310	310	310	
	シャワー		1回につき100円			
	公開使用（体育 室・卓球場・柔道 場・剣道場・トレ ーニング室）		100	100	100	
釜崎社会体育 館	体育室	—	730	730	730	1 照明料 1時間あた り410円
釜崎屋内ゲー トボール場	土間体育館	—	730	730	730	1 照明料 1時間あた り410円
坂巻公園野球 場	グラウンド	1,100	2,200	2,200	2,200	1 照明料 1時間あた り1,780円
山田体育館	屋内運動場	—	730	730	730	1 照明料 1時間あた り410円
山田グラウン ド	—	360	730	730	730	1 照明料 1時間あた り830円
神岡東グラウ ンド	—	360	730	730	—	
市営水泳プー ル	河合プール	—	高校生以上		—	
	宮川プール		100円			
	旭ヶ丘プール		中学生以下 50円 幼児 無料			

飛驒かわいスキー場	第2リフト、第3リフト、第4リフト及び第5リフト	—	—	—	—	1 リフト券 (1) 1回券 260円 (2) 12回券 2,610円 (3) 午前券 2,610円 (4) 午後券 2,610円 (5) 1日券 3,660円 (6) シーズン券 31,420円 2 リフト券は各リフト共通とし、購入者本人に限り有効とする。
-----------	--------------------------	---	---	---	---	---

備考

- 1 冷暖房を使用する場合は、この表に定める額の30%に相当する額を加算した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(4) 文化施設

公の施設の名称	区分		使用料			備考
			午前 8:30 — 12:00	午後 13:00 — 17:00	夜間 18:00 — 22:00	
古川郷土民芸会館	工房		円 1,250	円 1,460	円 1,460	
	電気炉	素焼き	1回あたり730円			
		本焼き	1回あたり1,460円			
飛驒の山樵館	展示室1		1,880	2,090	—	
飛驒市美術館	研修室		1,780	1,990	1,990	
	展示室2		5,340	6,070	—	

備考

- 1 冷暖房を使用する場合は、この表に定める額の30%に相当する額を加算し

た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(5) 保健センター

公の施設の名 称	区分	使用料			備考
		午前	午後	夜間	
		8:30	13:00	18:00	
		—	—	—	
		12:00	17:00	22:00	
古川町保健センター分館	集団指導室	円 410	円 470	円 470	
	保健相談室	370	430	430	
	栄養指導室	640	730	730	

備考

- 1 冷暖房を使用する場合は、この表に定める額の30%に相当する額を加算した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(6) 古川町総合保健福祉センター

公の施設の名 称	区分	使用料			備考
		午前	午後	夜間	
		8:30	13:00	18:00	
		—	—	—	
		12:00	17:00	22:00	
古川町総合保健福祉センター	集会室	円 620	円 710	円 710	1 飛驒市古川町総合保健福祉センター条例（平成16年飛驒市条例第113号）第7条に規定する者が使用する場合は、この表に定める額の3倍の
	全面（ステージ除く）	620	710	710	
	ステージ	210	240	240	
	研修室	620	710	710	
	教養娯楽室A	150	170	170	
	教養娯楽室B	150	170	170	
	多目的ルーム	3,460	3,960	3,960	
ボランティアルーム	530	610	610		

母子福祉室	480	550	550	額とする。
-------	-----	-----	-----	-------

備考

- 1 冷暖房を使用する場合は、この表に定める額の30%に相当する額を加算した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(7) 高度情報センター

公の施設の名 称	区分	使用料			備考
		午前	午後	夜間	
		9:00 — 12:00	13:00 — 17:00	18:00 — 22:00	
高度情報セン ター		円	円	円	
	情報発信室	1,250	1,670	1,670	
	メディア編集室	410	520	520	
	情報交流広場	2,090	2,820	2,820	

備考

- 1 冷暖房を使用する場合は、この表に定める額の30%に相当する額を加算した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 公の施設の入館料

公の施設の名 称	区分	入館料		備考
		個人	団体 (20 人以上)	
高原郷土館	—	円 200	円 160	1 高校生以下は無料とする。 2 障がい者の場合は、この表に定める額の20%に相当する額を割り引いた額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。
史跡江馬氏館跡公 園会所・庭園	—	200	160	
共通 (高原郷土館、 史跡江馬氏館跡公 園会所・庭園)	—	300	—	

飛驒市美術館	常設展	200	160	3 国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号)に規定する文化の日は全館無料とする。
	企画展	1,000円の範囲内で その都度市長が定める額		

3 公の施設附属設備使用料

公の施設の名称	分類	種類又は品目	単位	使用料		
				ホール	控室	大会議室
神岡町公民館	舞台施設	金びょうぶ	1 双	円 1,100	円	円
		楽器	グランドピアノ	1 台	3,300	
	たて型ピアノ		1 台		550	550
	照明施設	音響施設	1 式	5,500		
		照明施設	1 式	5,500		
		スクリーン	1 式	550		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の飛驒市使用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

資料

別表第2（第2条関係）

1 公の施設の使用料

(1) 公民館施設

ア 公民館

公の施設の名 称	区分	使用料					備考
		早朝	午前	午後	1日	夜間	
		6:00 — 8:00	8:30 — 12:00	13:00 — 17:00	8:30 — 17:00	18:00 — 22:00	
		円	円	円	円	円	
古川町公民館	大会 議室	(全面)	3,630	4,070	7,700	4,070	
		半面A	1,760	2,090	3,850	2,090	
		半面B	1,760	2,090	3,850	2,090	
		視聴覚室	550	660	1,210	660	
		研修室2号	660	770	1,430	770	
	研修 室3 号	(全面)	660	770	1,430	770	
		半面A	330	330	660	330	
		半面B	330	330	660	330	
		実習室	550	550	1,100	550	
		研修室(和室)1号	550	660	1,210	660	
		研修室(和室)2号	550	660	1,210	660	
		研修室(和室)3号	550	660	1,210	660	
	河合町公民館	児童室	330	440	770	440	1 調理器具を使 用する場合は、 520円を加算す る。
		第1研修室	440	440	880	440	
第2研修室		440	550	990	550		
第3研修室		660	660	1,320	660		
高齢者研修室		330	330	660	330		
婦人研修室		330	330	660	330		
視聴覚室		440	440	880	440		
図書室		330	330	660	330		
相談室		440	550	990	550		
調理実習室		440	550	990	550		

別表第2（第2条関係）

1 公の施設の使用料

(1) 公民館施設

ア 公民館

公の施設の名 称	区分	使用料				備考
		午前	午後	夜間		
		8:30 — 12:00	13:00 — 17:00	18:00 — 22:00		
		円	円	円		
古川町公民館	大会 議室	全面(ステ ージ除く)	2,790	3,190	3,190	
		半面A	1,380	1,580	1,580	
		半面B	1,410	1,610	1,610	
		ステージ	360	420	420	
		視聴覚室	570	660	660	
		研修室2号	670	770	770	
	研修 室3 号	全面	640	730	730	
		半面A	260	290	290	
		半面B	380	440	440	
		実習室	500	570	570	
	研修室(和室)1号	480	550	550		
	研修室(和室)2号	350	400	400		
	研修室(和室)3号	350	400	400		
河合町公民館	児童室	260	290	290		
	第1研修室	480	550	550		
	第2研修室	340	390	390		
	第3研修室	400	450	450		
	高齢者研修室	260	300	300		
	婦人研修室	260	300	300		
	視聴覚室	390	440	440		
	図書室	280	320	320		
	相談室	390	440	440		
	調理実習室	470	540	540		

資料

	大会 議室	1,760	1,980	3,740	1,980	
	ステージ	330	330	660	330	
宮川町公民館	会議室 1	440	550	990	550	
	会議室 2	440	550	990	550	
	会議室 3	440	550	990	550	
神岡町公民館	ホール	3,300	3,850	7,150	3,850	1 調理器具を使用する場合は、520円を加算する。
	舞台のみ	1,100	1,320	2,420	1,320	
	料理教室	550	660	1,210	660	
	和室 1	220	330	550	330	
	和室 2	220	330	550	330	
	和室 3	220	330	550	330	
	作業室	330	440	770	440	
	控室	330	440	770	440	
	会議室 1	440	550	990	550	
	会議室 2	440	550	990	550	
	会議室 3	440	550	990	550	
	小会議室	220	220	440	220	

備考

1 冷暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30%を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。

イ 公民館分館

公の施設の名 称	区分	使用料					備考
		早朝	午前	午後	1日	夜間	
		6:00 — 8:00	8:30 — 12:00	13:00 — 17:00	8:30 — 17:00	18:00 — 22:00	
古川町千代の 松原公民館	大会 議室	—	1,320	1,430	2,750	1,430	
	中会議室		770	880	1,650	880	
	小会議室		330	330	660	330	

	大会 議室	全面(ステ ージ除く)	1,660	1,900	—	1,900	
		ステージ	230	270	—	270	
宮川町公民館	会議室 1		480	550	—	550	
	会議室 2		480	550	—	550	
	会議室 3		480	550	—	550	
神岡町公民館	ホール	全面(舞台 含む)	3,320	3,800	—	3,800	
		舞台	1,170	1,340	—	1,340	
	料理教室		550	630	—	630	
	和室 1		230	260	—	260	
	和室 2		290	330	—	330	
	和室 3		230	260	—	260	
	作業室		330	380	—	380	
	控室		340	390	—	390	
	大会 議室	会議室 1	450	510	—	510	
		会議室 2	450	510	—	510	
		会議室 3	450	510	—	510	
	小会議室		270	310	—	310	

備考

1 冷暖房を使用する場合は、この表に定める額の30%に相当する額を加算した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

イ 公民館分館

公の施設の名 称	区分	使用料				備考
		午前	午後	—	夜間	
		— 8:30 — 12:00	13:00 — 17:00	— — —	18:00 — 22:00	
古川町千代の 松原公民館	大会 議室	円 1,210	円 1,390	—	円 1,390	
	ステージ	200	220	—	220	
	中会議室	820	940	—	940	
	小会議室	330	380	—	380	

資料

	中和室		440	440	880	440
	小和室		110	110	220	110
	教養室 1		220	220	440	220
	教養室 2		220	220	440	220
	第 1 会議室 (全面)		770	880	1,650	880
	第 1 会議室 半面 A		330	440	770	440
	第 1 会議室 半面 B		330	440	770	440
	第 2 会議室		220	330	550	330
神岡町公民館 釜崎分館	陶芸室	—	660	770	1,430	770
	電気炉		素焼き (1回あたり 720円)			
			本焼き (1回あたり 1,440円)			
神岡町公民館 東分館	公民館備品等倉庫	10㎡につき日額 5円				

備考

1 冷暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30%を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。

(2) コミュニティー施設

公の施設の名 称	区分	使用料					備考
		早朝 6:00 — 8:00	午前 8:30 — 12:00	午後 13:00 — 17:00	1日 8:30 — 17:00	夜間 18:00 — 22:00	
高齢者活動・ 生活支援促進 機械施設	第 1 研修室	円	円	円	円	円	1 暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30%を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。
	第 2 研修室	—	770	880	1,650	880	
		—	660	770	1,430	770	
大無雁コミュニティーセンター	集会室	—	1,250	1,460	2,710	1,460	1 暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30%を加算する。ただ
	調理室		410	520	930	520	
	研修室 1		520	620	1,140	620	
	研修室 2		620	730	1,350	730	

	中和室		420	480	—	480
	小和室		130	140	—	140
	教養室 1		180	210	—	210
	教養室 2		180	210	—	210
	第 1 会議室 (全面)		720	840	—	840
	第 1 会議室 半面 A		360	420	—	420
	第 1 会議室 半面 B		360	420	—	420
	第 2 会議室		270	310	—	310
神岡町公民館 釜崎分館	陶芸室		680	780	—	780
	電気炉		素焼き 1回あたり 730円			
			本焼き 1回あたり 1,460円			
神岡町公民館 東分館	公民館備品等倉庫	10㎡につき日額 5円				

備考

1 冷暖房を使用する場合は、この表に定める額の30%に相当する額を加算した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(2) コミュニティー施設

公の施設の名 称	区分	使用料				備考
		— 午前 8:30 — 12:00	午後 13:00 — 17:00	— 夜間 18:00 — 22:00	—	
高齢者活動・ 生活支援促進 機械施設	第 1 研修室	—	円	円	円	—
	第 2 研修室	—	730	830	830	
		—	730	830	830	
大無雁コミュニティーセンター	集会室	—	600	690	690	—
	調理室		190	220	220	
	研修室 1		250	290	290	
	研修室 2		300	350	350	

資料

	和室		200	200	400	200	し、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。
	図書談話室		310	310	620	310	
西忍コミュニティーセンター	大会	二	1,360	1,570	2,930	1,570	2 調理器具を使用する場合は、520円を加算する。
	議室						
	調理室		310	310	620	310	
	和室1		410	520	930	520	
	和室2		410	520	930	520	
坂下生活改善センター	生活技術改善研究室	二	1,570	1,780	3,350	1,780	
	研修室1		620	730	1,350	730	
	研修室2		520	620	1,140	620	
宮川町高齢者コミュニティーセンター	大会	二	1,570	1,780	3,350	1,780	
	議室						
	調理室		410	520	930	520	
	研修室1		520	620	1,140	620	
	研修室2		620	730	1,350	730	
	会議室		410	410	820	410	
山之村地区多目的集会施設	小会議室（1階）	二	330	330	660	330	1 暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30%を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。
	多目的室		440	440	880	440	
	大会議室（2階）		990	1,100	2,090	1,100	
東町コミュニティーセンター	小会議室	二	2,610	2,610	5,220	2,610	1 暖房を使用する場合は、暖房器具1台につき520円を使用料に加算する。
	会議室1		2,610	2,610	5,220	2,610	
	会議室2		2,610	2,610	5,220	2,610	
	中会議室		5,230	5,230	10,460	5,230	
	集会室		10,470	10,470	20,940	10,470	
	調理室		1,040	1,040	2,080	1,040	
	各室	一	区分毎に	1,040円			

	和室		70	80		80	
	図書談話室		100	120		120	
西忍コミュニティーセンター	大会	全面（ステージ除く）	660	750		750	
	議室	ステージ	200	220		220	
	調理室		150	170		170	
	和室1		220	250		250	
	和室2		200	220		220	
坂下生活改善センター	生活技術改善研究室		760	870		870	
	研修室1		310	360		360	
	研修室2		260	300		300	
宮川町高齢者コミュニティーセンター	大会	全面（ステージ除く）	580	660		660	
	議室	ステージ	160	190		190	
	調理室		200	220		220	
	研修室1		250	290		290	
	研修室2		300	350		350	
	会議室		170	200		200	
山之村地区多目的集会施設	小会議室（1階）		260	300		300	
	多目的室		400	450		450	
	大会議室（2階）		900	1,020		1,020	
東町コミュニティーセンター	小会議室		250	290		290	
	会議室1		160	190		190	
	会議室2		160	190		190	
	中会議室		320	360		360	
	集会室	全面（ステージ除く）	730	830		830	
		ステージ	150	170		170	
	調理室		100	110		110	
夢館	会議室		180	210		210	
	和室大		580	660		660	

資料

							午後12:00—18:00 夜間18:00—21:30 2 暖房料金は、一 区分毎に1,040円 とする。
上村地区コミ ュニティー施 設	アリーナ	—	640	730	1,370	730	
	和室		110	110	220	110	
	調理室		110	220	330	220	
神和荘	一階 和室	—	220	220	440	220	1 冷暖房を使用す る場合は、使用料 金に使用料の30% を加算する。ただ し、その額に10円 未満の端数が生じ たときは、その端 数を四捨五入して 得た額とする。
	一階 台所		220	220	440	220	
	二階 和室		440	440	880	440	
神岡町ふれあ いセンター	大会 議室	—	1,420	1,530	2,950	1,530	1 暖房を使用する 場合は、使用料金 に使用料の30%を 加算する。ただ し、その額に10円 未満の端数が生じ たときは、その端 数を四捨五入して 得た額とする。
	大会 議室 (半 面使 用)	—	550	660	1,210	660	
	大会 議室 (ス テー ジの み)	—	220	320	540	320	
	中会議室	—	320	430	750	430	
	小会議室	—	220	320	540	320	
	和室1	—	110	220	330	220	
	和室2	—	220	220	440	220	
	身障りハビリ室	1人1回につき100円					

	和室小		170	200		200	
上村地区コミ ュニティー施 設	アリーナ	—	640	730		730	
	和室		150	170		170	
	調理室		170	200		200	
神和荘	1階 和室	—	170	200		200	
	1階 台所		200	220		220	
	2階 和室		460	520		520	
神岡町ふれあ いセンター	大会 議室	全面(ステ ージ除く)	—	1,130	1,290		1,290
		半面A	—	600	680		680
		半面B		530	610		610
		ステージ	—	120	140		140
		中会議室	—	360	420		420
		小会議室	—	240	280		280
	和室1	—	160	180		180	
	和室2	—	190	220		220	
	身障りハビリ室	1人1回につき100円					

備考

1 冷暖房を使用する場合は、この表に定める額の30%に相当する額を加算した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

資料

(3) スポーツ施設

公の施設の名 称	区分	使用料					備考	
		早朝	午前	午後	1日	夜間		
		6:00 — 8:00	8:00 — 12:00	13:00 — 17:00	8:00 — 17:00	18:00 — 22:00		
古川トレーニ ングセンター	体育室	—	730	730	1,460	730	1 体育室については、 片面使用の額とする。	
	ステージ		310	310	620	310	2 照明料	
	多目的トレーニ ング室		730	730	1,460	730	体育室 1時間あたり 410円 多目的トレーニング室 使用料を含む。	
古川 町森 林公 園	研修棟	集会室	—	770	1,100	1,870	1,100	1 暖房を使用する場合 は、使用料金に使用料 の30%を加算する。た だし、その額に10円未 満の端数が生じたとき は、その端数を四捨五 入して得た額とする。
		研修室第1		550	770	1,320	770	
		研修室第2(和 室)		550	770	1,320	770	
	管理棟	調理室		550	550	1,100	550	1 調理室使用料には、
		大和室		770	1,100	1,870	1,100	器具、食器類の使用料 を含む。
		小和室第1		330	550	880	770	2 大和室は、宿泊研修 がある場合は使用不可 とする。
		小和室第2		330	550	880	550	
		体育室		660	990	1,650	990	3 浴室は、宿泊者以外 の者が使用する場合 は、15名以上とする。 4 ガス代は、実費を徴 収する。 5 宿泊者の布団代は、 別途1,120円を徴収す る。
		浴室		1人 220円				
		宿泊		1人 1泊(大人) 1,100 円 1人 1泊(小・中学生) 550円				
テニス コート (1面)	—	1時間あたり 410円				1 夜間照明料 1時間 あたり 410円		

とする。

(3) スポーツ施設

公の施設の名 称	区分	使用料					備考
		早朝	午前	午後	___	夜間	
		6:00 — 8:00	8:00 — 12:00	13:00 — 17:00	___	18:00 — 22:00	
古川トレーニ ングセンター	体育室	円	円	円	___	円	1 体育室については、 片面使用の額とする。
	ステージ		310	310	___	310	2 照明料
	多目的トレーニ ング室		730	730	___	730	体育室 1時間あたり 410円 多目的トレーニング室 使用料を含む。
古川 町森 林公 園	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—
—	テニスコート (1面につき)	360	730	730	___	730	1 照明料 1時間あた り410円

資料

につ き)								
林間広 場	—	1,100	1,650	2,200	3,850	2,200	1	特別の設備を設けて電力を使用するときは、その電力料を使用料に加算する。
キャン プ場	施設 使用	1人	1泊	220円	(小学生以上)		1	1日は24時間以内とする。
野球場	—	1,150	2,200	2,200	4,400	2,200	1	夜間照明料
陸上競 技場	—	1,150	2,200	2,200	4,400	2,200		野球場 1時間あたり 1,780円 陸上競技場 1時間あ たり 1,780円
サン・スポ ツランドふる かわ	グラウンド ミーティングル ーム グラウンドゴル フ場	1,150	2,200	2,200	4,400	2,200	1	夜間照明料 1時間 あたり1,780円
		410	730	730	1,460	730		
		1,100	1,650	2,200	3,850	—		
増島児童公園 グラウンド	—	360	730	730	1,460	730	1	夜間照明料 1時間 あたり 820円
杉崎公園グラ ウンド	—	3,300	4,400	6,600	11,000	4,400	1	夜間照明料 1時間 あたり 1,360円
杉崎ゲートボ ール場	ゲートボール場	260	520	520	1,040	—		
黒内屋内運動 場	—	—	2,200	2,200	4,400	—	1	使用時間区分 午前6:00—12:00 午後12:00—18:00 午前及び午後6:00— 18:00
元田体育館	—	—	730	730	1,460	730	1	照明料 1時間あた り 410円
角川体育館	—	—	730	730	1,460	730		
稲越健康管理 センター	体力テスト室 休憩室	—	310	310	620	310	1	照明料 使用料に含 む。 2 暖房を使用する場 合は、使用料金に使用料 の30%を加算する。た
			310	310	620	310		

—								
—								
—								
—	キャン プ場	テントサ イト 車両乗入 れ	1区画あたり	3,520円			1	1日は24時間以内と する。
—	野球場	580	1,150	1,150		1,150	1	照明料
—	陸上競技場	580	1,150	1,150		1,150		野球場 1時間あたり 1,780円 陸上競技場 1時間あ たり1,780円
—	サン・スポ ツランドふる かわ	グラウンド ミーティングル ーム グラウンドゴル フ場	1,100	2,200	2,200	2,200	1	照明料 1時間あた り1,780円
			150	310	310	310		
			580	1,150	1,150	—		
増島児童公園 グラウンド	—	360	730	730		730	1	照明料 1時間あた り830円
杉崎公園グラ ウンド	—	2,200	4,400	4,400		4,400	1	照明料 1時間あた り1,360円
杉崎ゲートボ ール場	ゲートボール場	260	520	520		—		
黒内屋内運動 場	—	—	730	730		730	1	照明料 1時間あた り410円
元田体育館	—	—	730	730		730	1	照明料 1時間あた り410円
角川体育館	—	—	730	730		730		
稲越健康管理 センター	体力テスト室 休憩室	—	310	310		310	1	照明料 使用料に含 む。
			310	310		310		

資 料

								が生じたときは、その端数を切り上げて得た額とする。	
								2 夜間照明料 1時間あたり 830円	
宮川アリーナ	土間体育館	—	730	730	1,460	730	1 使用料は、ゲートボール1面あたりとする。	2 照明料 1時間あたり 410円	
							3 暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30%を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。		
坂下体育館	—	—	730	730	1,460	730	1 照明料 1時間あたり 410円		
坂下グラウンド	—	260	520	520	1,040	—			
大無雁広場	グラウンド	260	520	520	1,040	520	1 夜間照明料 1時間あたり 830円		
種蔵広場	グラウンド	260	520	520	1,040	520			
サン・ビレッジ神岡	アリーナ	—	730	730	1,460	730	1 アリーナについては、半面使用の額とする。	2 照明料 アリーナ 1時間あたり 410円	
	トレーニング室		310	310	620	310		トレーニング室 使用料に含む。	
桜ヶ丘体育館	体育室	—	730	730	1,460	730	1 体育室については、半面使用の額とする。	2 照明料 体育室 1時間あたり 410円	
	卓球場		520	520	1,040	520		卓球場・柔道場・剣道場・会議室・トレーニング室	
	柔道場		520	520	1,040	520			
	剣道場		520	520	1,040	520			
	会議室		310	310	620	310			
	トレーニング室		310	310	620	310			
	シャワー		1回につき100円						

								が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。	
								2 照明料 1時間あたり 830円	
宮川アリーナ	土間体育館	—	730	730	—	730	1 使用料は、ゲートボール1面あたりとする。	2 照明料 1時間あたり 410円	
坂下体育館	—	—	730	730	—	730	1 照明料 1時間あたり 410円		
坂下グラウンド	—	260	520	520	—	—			
大無雁広場	グラウンド	260	520	520	—	520	1 照明料 1時間あたり 830円		
種蔵広場	グラウンド	260	520	520	—	520			
サン・ビレッジ神岡	アリーナ	—	730	730	—	730	1 アリーナについては、半面使用の額とする。	2 照明料 アリーナ 1時間あたり 410円	
	トレーニング室		310	310	—	310		トレーニング室 使用料に含む。	
桜ヶ丘体育館	体育室	—	730	730	—	730	1 体育室については、半面使用の額とする。	2 照明料 体育室 1時間あたり 410円	
	卓球場		520	520	—	520		卓球場・柔道場・剣道場・会議室・トレーニング室	
	柔道場		520	520	—	520			
	剣道場		520	520	—	520			
	会議室		310	310	—	310			
	トレーニング室		310	310	—	310			
	シャワー		1回につき100円						

資料

	公開使用（体育室・卓球場・柔道場・剣道場・トレーニング室）		100	100	200	100	3	ング室照明施設使用料は、使用料に含む。 3 公開使用 高校生以下・身障者・70歳以上は、50円とする。
釜崎社会体育館	体育室	—	730	730	1,460	730	1	照明料 1時間あたり 410円
釜崎屋内ゲートボール場	土間体育館	—	730	730	1,460	730	1	照明料 1時間あたり 410円
坂巻公園野球場	グラウンド	1,150	2,200	2,200	4,400	2,200	1	夜間照明料 1時間あたり 1,780円
山田体育館	屋内運動場	—	730	730	1,460	730	1	照明料 1時間あたり 410円
山田グラウンド	—	410	730	730	1,460	730	1	夜間照明料 1時間あたり 830円
神岡東グラウンド	—	410	730	730	1,460	—	—	—
市営水泳プール	河合プール	—	高校生以上	100円	—	—	—	—
	宮川プール	—	中学生以下	50円	—	—	—	—
	旭ヶ丘プール	—	幼児	無料	—	—	—	—
飛騨かわいスキー場	—	—	—	—	—	—	1	リフト券 (1) 1回券 260円 (2) 12回券 2,610円 (3) 午前券 2,610円 (4) 午後券 2,610円 (5) 1日券 3,660円 (6) シーズン券 31,420円
	—	—	—	—	—	—	2	各リフト券は、第2リフト、第3リフト、第4リフト及び第5リフト共通とし、購入者本人に限り有効とする。
	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—

備考

1 施設を併用する場合は、併用団体数で除した額とする。ただし、10円未満の端数が生じたときは四捨五入して得た額とする。

	公開使用（体育室・卓球場・柔道場・剣道場・トレーニング室）		100	100	—	100	3	ング室 使用料に含む。 3 公開使用 高校生以下・障がい者・70歳以上は、50円とする。
釜崎社会体育館	体育室	—	730	730	—	730	1	照明料 1時間あたり 410円
釜崎屋内ゲートボール場	土間体育館	—	730	730	—	730	1	照明料 1時間あたり 410円
坂巻公園野球場	グラウンド	1,100	2,200	2,200	—	2,200	1	照明料 1時間あたり 1,780円
山田体育館	屋内運動場	—	730	730	—	730	1	照明料 1時間あたり 410円
山田グラウンド	—	360	730	730	—	730	1	照明料 1時間あたり 830円
神岡東グラウンド	—	360	730	730	—	—	—	—
市営水泳プール	河合プール	—	高校生以上	100円	—	—	—	—
	宮川プール	—	中学生以下	50円	—	—	—	—
	旭ヶ丘プール	—	幼児	無料	—	—	—	—
飛騨かわいスキー場	第2リフト、第3リフト、第4リフト及び第5リフト	—	—	—	—	—	1	リフト券 (1) 1回券 260円 (2) 12回券 2,610円 (3) 午前券 2,610円 (4) 午後券 2,610円 (5) 1日券 3,660円 (6) シーズン券 31,420円
	—	—	—	—	—	—	2	リフト券は各リフト共通とし、購入者本人に限り有効とする。
	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—

備考

1 冷暖房を使用する場合は、この表に定める額の30%に相当する額を加算した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

資料

(4) 文化施設

公の施設の名 称	区分	使用料					備考
		早朝	午前	午後	1日	夜間	
		6:00 — 8:00	8:30 — 12:00	13:00 — 17:00	8:30 — 17:00	18:00 — 22:00	
古川郷土民芸 会館		円	円	円	円	円	1 冷暖房を使用す る場合は、使用料 金に使用料の30% を加算する。ただ し、その額に10円 未満の端数が生じ たときは、その端 数を四捨五入して 得た額とする。
	電気炉	—	1,250	1,460	2,710	1,460	
			素焼き 1回あたり	730円			
				本焼き 1回あたり	1,460円		
飛驒の山樵館 飛驒市美術館	展示室1	—	1,880	2,090	3,970	—	
	研修室	—	1,780	1,990	3,770	1,990	
	展示室2	—	5,340	6,070	11,410	—	

(5) 古川町保健センター

公の施設の名 称	区分	使用料					備考
		早朝	午前	午後	1日	夜間	
		6:00 — 12:00	8:30 — 17:00	13:00 — 17:00	8:30 — 17:00	18:00 — 22:00	
古川町保健セ ンター	集団指導室	—	440	440	880	440	1 冷暖房を使用す る場合は、使用料 金に使用料の30% を加算する。ただ し、その額に10円 未満の端数が生じ たときは、その端 数を四捨五入して 得た額とする。 2 栄養指導室使用 料には、食器類及
	保健相談室	—	550	660	1,210	660	
	栄養指導室	—	660	770	1,430	770	

とする。

(4) 文化施設

公の施設の名 称	区分	使用料				備考
		午前	午後	夜間		
		8:30 — 12:00	13:00 — 17:00	18:00 — 22:00		
古川郷土民芸 会館		円	円	円		
	工房	—	1,250	1,460	1,460	
	電気炉	—	素焼き 1回あたり730円			
			本焼き 1回あたり1,460円			
飛驒の山樵館 飛驒市美術館	展示室1	—	1,880	2,090	—	
	研修室	—	1,780	1,990	1,990	
	展示室2	—	5,340	6,070	—	

備考

1 冷暖房を使用する場合は、この表に定める額の30%に相当する額を加算した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(5) 保健センター

公の施設の名 称	区分	使用料				備考
		午前	午後	夜間		
		8:30 — 12:00	13:00 — 17:00	18:00 — 22:00		
古川町保健セ ンター分館	集団指導室	—	410	470	470	
	保健相談室	—	370	430	430	
	栄養指導室	—	640	730	730	

資料

びガス使用料を含む。

(6) 古川町総合保健福祉センター

公の施設の名 称	区分	使用料					備考
		早朝	午前	午後	1日	夜間	
		6:00 — 8:00	8:30 — 12:00	13:00 — 17:00	8:30 — 17:00	18:00 — 22:00	
古川町総合保 健福祉センタ ー	集会 室	円	円	円	円	円	1 上段の額は、飛 騨市古川町総合保 健福祉センター条 例（平成16年飛騨 市条例第113号） 第6条第1項第3 号に掲げる者が利 用する場合に適用 し、下段の額は同 条例第7条に掲げ る者が利用する場 合に適用する。 2 冷暖房を使用す る場合は、使用料 金に使用料の30% （多目的ルームに あつては、50%） を加算する。ただ し、その額に10円 未満の端数が生じ たときは、その端 数を四捨五入して 得た額とする。
		660	660	1,320	660	660	
		1,980	1,980	3,960	1,980	1,980	
	研修室	660	660	1,320	660	660	
		1,980	1,980	3,960	1,980	1,980	
	教養娯楽室A	110	220	330	220	220	
		330	660	990	660	660	
	教養娯楽室B	110	220	330	220	220	
		330	660	990	660	660	
	多目的ルーム	3,520	3,960	7,480	3,960	3,960	
	10,560	11,880	22,440	11,880	11,880		
ボランティアル ーム	550	660	1,210	660	660		
	1,650	1,980	3,630	1,980	1,980		
母子福祉室	440	550	990	550	550		
	1,320	1,650	2,970	1,650	1,650		

備考

1 冷暖房を使用する場合は、この表に定める額の30%に相当する額を加算した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(6) 古川町総合保健福祉センター

公の施設の名 称	区分	使用料				備考
		午前	午後	夜間		
		8:30 — 12:00	13:00 — 17:00	18:00 — 22:00		
古川町総合保 健福祉センタ ー	集会 室	円	円	円	円	1 飛騨市古川町総 合保健福祉センタ ー条例（平成16年 飛騨市条例第113 号）第7条に規定 する者が使用する 場合は、この表に 定める額の3倍の 額とする。
	全面（ステー ジ除く）	620	710	710	710	
	ステージ	210	240	240	240	
	研修室	620	710	710	710	
	教養娯楽室A	150	170	170	170	
	教養娯楽室B	150	170	170	170	
	多目的ルーム	3,460	3,960	3,960	3,960	
	ボランティアル ーム	530	610	610	610	
母子福祉室	480	550	550	550		

備考

1 冷暖房を使用する場合は、この表に定める額の30%に相当する額を加算した額と

資料

(7) 高度情報センター

公の施設の名 称	区分	使用料					備考
		早朝	午前	午後	1日	夜間	
		—	9:00 — 12:00	13:00 — 17:00	9:00 — 17:00	18:00 — 22:00	
高度情報セン ター	情報発信室	—	円 1,250	円 1,670	円 2,920	円 1,670	1 冷暖房を使用す る場合は、使用料 金に使用料の30% を加算する。ただ し、その額に10円 未満の端数が生じ たときは、その端 数を四捨五入して 得た額とする。
	メディア編集室	—	410	520	930	520	
	情報交流広場	—	2,090	2,820	4,910	2,820	

2 公の施設の入館料

公の施設の名 称	区分	入館料		備考
		個人	団体 (20人以上)	
飛騨みやがわ考古民 俗館	個人	大人	310円	1 小人は、小・中学生と する。
		小人	150円	
	団体 (20人以上)	大人	250円	
高原郷土館	個人	大人	470円	2 身体障がい者は、20% 割引とする。ただし、そ の額に10円未満の端数が 生じたときは、その端数 を切り捨てて得た額とす る。
		小人	260円	
	団体 (20人以上)	大人	410円	
		小人	200円	
史跡江馬氏館跡公園 会所・庭園	個人	大人	200円	
		小人	100円	
	団体 (20人以上)	大人	160円	

する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(7) 高度情報センター

公の施設の名 称	区分	使用料				備考
		午前	午後	夜間		
		— 9:00 — 12:00	13:00 — 17:00	18:00 — 22:00		
高度情報セン ター	情報発信室	円 1,250	円 1,670	円 1,670		
	メディア編集室	410	520	520		
	情報交流広場	2,090	2,820	2,820		

備考

1 冷暖房を使用する場合は、この表に定める額の30%に相当する額を加算した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 公の施設の入館料

公の施設の名 称	区分	入館料		備考
		個人	団体 (20人以上)	
				1 高校生以下は無料とす る。
高原郷土館		円 200	円 160	2 障がい者の場合は、こ の表に定める額の20%に 相当する額を割り引いた 額とする。ただし、その 額に10円未満の端数が生 じたときは、その端数を 切り捨てた額とする。
史跡江馬氏館跡公園 会所・庭園		200	160	3 国民の祝日に関する法 律（昭和23年法律第178 号）に規定する文化の日

資料

		小人	80円	
飛騨市美術館	常設展	個人	大人 200円 高校生以下 無料	1 身体障がい者は、20%割引とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てて得た額とする。
		団体 (20人以上)	大人 160円 高校生以下 無料	
	企画展		1,000円の範囲内でその都都市長が定める額	

3 公の施設附属設備使用料

(1) 古川町森林公園

公の施設の名称	区分	単位	使用料	備考
古川町森林公園	テント持込み料	1張	550円	
	自動車乗入れ料	1台	550円	
	キャンピングカー乗入れ料	1台	1,100円	
	バイク乗入れ料	1台	270円	ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。

(2) 神岡町公民館

公の施設の名称	分類	種類又は品目	単位	使用料の額			
				ホール	控室	大会議室	
神岡町公民館	舞台施設	金びょうぶ	1双	1,100円			
		楽器	グランドピアノ	1台	3,300円		
			たて型ピアノ	1台		550円	550円
	照明施設	音響施設	1式	5,500円			
		照明施設	1式	5,500円			
		スクリーン	1式	550円			

共通 (高原郷土館、 史跡江馬氏館跡公園 会所・庭園)			300	は全館無料とする。
飛騨市美術館	常設展		200	160
	企画展		1,000円の範囲内でその都都市長が定める額	

3 公の施設附属設備使用料

公の施設の名称	分類	種類又は品目	単位	使用料		
				ホール	控室	大会議室
神岡町公民館	舞台施設	金びょうぶ	1双	円	円	円
	楽器	グランドピアノ	1台	1,100		
		たて型ピアノ	1台	3,300		550
	照明施設	音響施設	1式		550	550
		照明施設	1式	5,500		
		スクリーン	1式	550		

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
担当部	総務部
提案理由	公の施設の使用料の見直し等のための改正
制定改廃の根拠等	市独自の改正
条例の概要	<p>【改正の趣旨】</p> <p>(1) 使用料算定方法の統一</p> <p>① 公民館施設、コミュニティー施設、古川町保健センター分館及び古川町総合保健福祉センター</p> <p>使用料を統一基準により算定した額に見直すもの。算定対象となる面積の考え方を整理し、基準単価により算出するとともに、調理器具の取扱い、冷暖房加算、端数処理方法等を改める。</p> <p><統一基準></p> <p>使用料：2円／㎡・時間（税抜）</p> $2 \text{円} \times \text{面積} \times \text{時間} \times 1.10 = \text{使用料（10円未満切捨て）}$ <p>冷暖房：使用料×30%＝冷暖房加算（10円未満切捨て）</p> <p>調理器具：使用料に含むものとするため削除</p> <p style="text-align: right;">（別表第2関係）</p> <p>② 学校開放施設、スポーツ施設</p> <p>使用目的別に定められている基準単価と、使用時間数に応じた使用料に統一する。</p> <p style="text-align: right;">（別表第1、別表第2関係）</p> <p>(2) スポーツ施設における見直し</p> <p>① 古川町森林公園研修棟、古川町森林公園管理棟</p> <p>施設廃止に伴い項目を削る。</p> <p style="text-align: right;">（別表第2関係）</p> <p>② 古川町森林公園</p> <p>キャンプ場を一般類似施設と同程度の使用料に改める。また、林間広場について貸切りでの使用実態が無いため項目を削る。</p> <p style="text-align: right;">（別表第2関係）</p>

	<p>(3) 文化施設における見直し</p> <p>① 飛騨みやがわ考古民俗館 年間30日開館の現状を鑑み入館無料とする。 (別表第2関係)</p> <p>② 高原郷土館、史跡江馬氏館跡公園 高原郷土館の入館料を史跡江馬氏館跡公園と同額の大人200円、団体160円とし、周遊効果を高めるため2館共通料金を新たに設ける。併せて、高校生以下の入館料を飛騨市美術館と同じく無料とする。 (別表第2関係)</p>
市民への影響等	<p>【市民への影響】</p> <p>(1)－① 使用料の値上げ・値下げが混在するが、同一目的の施設における利用者負担が公平となる改正</p> <p>(1)－② 使用料の値上げ・値下げが混在するが、同一目的の施設における利用者負担が公平となる改正</p> <p>(2)－① 影響なし</p> <p>(2)－② 施設の利用者には不利となる改正</p> <p>(3)－① 施設の利用者には有利となる改正</p> <p>(3)－② 施設の利用者には有利となる改正</p> <p>【影響の規模】</p> <p>(1)－① 全体利用数把握は困難であるが概ね影響なし</p> <p>(1)－② 全体利用数把握は困難であるが概ね影響なし</p> <p>(2)－① 影響なし</p> <p>(2)－② (参考) 令和2年度利用者実績 662人</p> <p>(3)－① (参考) 令和2年度入館者実績 201人</p> <p>(3)－② (参考) 令和2年度入館者実績 4,039人</p>
施行日	令和4年4月1日
備考	